# 第84回倫理委員会議事要旨(2023年5月9日)

# I 日時:

2023年5月9日(火)13:00~14:45

#### Ⅱ 場所:

対面及びオンライン会議

#### Ⅲ 出席者:

〇 倫理委員会委員

(五十音順・敬称略) ※印は本会の会員以外(特定社員を含む。)の委員を示す。 樋口誠之(委員長)、武藤智帆(副委員長)、山田雅弘(副委員長)、石塚雅博、市川充(※)、 髙田篤、林隆敏(※)、林祐樹(※)、三宅周兵、矢萩由紀子(※)

# 〇 日本公認会計士協会

茂木哲也(会長)、後藤紳太郎(副会長)、西田俊之(常務理事)

# Ⅳ 議事要旨:

#### ◆ 審議事項

1. IESBA 公開草案「タックス・プランニング及び関連業務に関する IESBA 倫理規程改訂案」に 対するコメント案について

担当副委員長から、国際会計士倫理基準審議会 (The International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA) から 2023 年 2 月 17 日に公表された公開草案「タックス・プランニング及び関連業務に関する IESBA 倫理規程改訂案」(Exposure Draft: Proposed Revisions to the Code Addressing Tax Planning and Related Services) に対するコメント案について説明がなされた。

公開草案では、倫理規程のパート2(組織所属の職業会計士)及びパート3(会計事務所等所属の職業会計士)のそれぞれにタックス・プランニングに関する規定を新設し、公共の利益のために職業会計士が果たす役割や、タックス・プランニングの取決めの推奨・助言を行う際に検討する「信頼できる根拠(Credible Basis)」及び「スタンドバック・テスト」の概念、経営陣との意見の相違があった場合の対応等に関する要求事項及び適用指針を規定すること等が提案されている。

本コメント案は、IESBA 倫理規程の改訂案をおおむね支持する内容となっているが、我が国の税理士制度のような公認会計士以外の専門職が存在する場合を考慮した規定の作成や、「法令及び規則(Laws and Regulations)」の範囲に税に関する通達又は Q&A 等のソフトローが含まれるように規定を追加すべき旨等を提案している。

審議の結果、倫理委員会における意見を踏まえた表現上の修正を行うことを前提として、 出席委員全員の賛成により承認され、公開草案に対する本コメント案を5月の役員会に上程 することとなった。

### 【主なご意見】

- 公開草案の設問4に対するコメント案において、「職業会計士が提供予定のタックス・プランニングの取決めが信頼できる根拠(credible basis)を有さないと判断した場合に依頼人又は所属する組織に対してそれを説明できることを強調することが重要である」という公開草案の"EXPLANATORY MEMORANDUM"第55項の記載を紹介しているが、「提供予定の」という文言は削除することがよいのではないか。「職業会計士が提供予定の」という文言があることにより、職業会計士が自ら提供するタックス・プランニングを対象にしているように捉えられる可能性があるが、公開草案の趣旨としては、依頼人が起案したタックス・プランニングについても対象にしていると思われる。
- ○公開草案の設問4に対するコメント案では、公開草案の"EXPLANATORY MEMORANDUM"第55項の上述の記載(「説明できることを強調することが重要である」)に対して、第380.11 A1項では、「説明することを妨げるものではない」と消極的な表現になっているため、IESBAの意図を反映する表現に修正することを提案している。このような表現の修正について提案する場合、具体的な修正案を提案した方が、趣旨が伝わるのではないか。

### (ご意見への対応)

該当部分のコメントの表現について、再検討する旨を回答した。

○ 公開草案の設問7に対するコメント案において、日本における実務上の運用を考慮し、 税に関する通達、文書回答又は Q&A 等のソフトローを「法令及び規則 (Laws and Regulations)」の範囲に含めることを提案しているが、文書回答や Q&A については、どの ような団体又は機関が公表しているかを具体的に示した方が分かりやすいのではないか。

#### (ご意見への対応)

いただいたご意見を踏まえ、該当部分のコメントを再検討する旨を回答した。

○ 公開草案の設問9に対するコメント案において、経営陣と職業会計士の意見が相違した場合に関し、組織所属の職業会計士がとるべき対応を上級職の職業会計士と上級職以外の職業会計士とに分けて規定することを提案しているが、そのように二つに分けることは可能なのか。

#### (ご意見への対応)

組織所属の職業会計士について、既に倫理規程のセクション 260「違法行為への対応」の

規定において、上級職の職業会計士と上級職以外の職業会計士で取扱いを分けた規定が存在するため、それを参考に規定を作成することを提案する趣旨のコメントである旨を回答した。

○ 公開草案の設問7に対するコメント案において、「法令及び規則 (Laws and Regulations)」 の範囲にソフトローが含まれるかを明確にすることや、信頼できる根拠の例や不確実性が 生じる可能性のある状況の例をより具体的に記載することを提案しているが、本コメント 案は、「法令及び規則 (Laws and Regulations)」の定義を明確にすることではなく、ソフ トローが信頼できる根拠の例に含まれるかを明確にすること等を提案しているのか。

#### (ご意見への対応)

ソフトローが信頼できる根拠の例に含まれるか否かの判断に資するよう、規定をより明確にすることを提案している旨を回答した。

#### ◆ 協議事項

### 1. 研究文書「報酬関連情報の開示に関する Q&A」について

担当副委員長から、研究文書「報酬関連情報の開示に関する Q&A」について説明がなされた。主に、本研究文書の構成や、今後の予定について説明がなされた。

倫理規則では、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体 (Public Interest Entity: PIE) である場合、報酬関連情報の透明性の観点から、監査役等とのコミュニケーションとともに、依頼人又は会計事務所等による報酬関連情報の開示が求められている。これについて、実務上の参考となる考え方を提供するため、本研究文書の作成を行っている。

本研究文書については、本年6月に公開草案を公表し、9月に確定版を公表する予定としている。

### 【主なご意見】

○ 上場投資法人は PIE に該当するため、報酬開示の範囲に含まれると思われるが、PIE の 範囲に関する取扱いについて、今後、報酬開示に関する検討の中で明確にされるのか確認 したい。

#### (ご意見への対応)

報酬開示とは別のプロジェクトとして、上場事業体及び PIE の定義に関する IESBA 倫理 規程の改訂を受けて我が国の倫理規則の見直しを行っており、PIE の範囲について検討し ている旨を回答した。

#### 2. IESBA 戦略及び作業計画案 2024-2027 コンサルテーションペーパーについて

担当副委員長から、IESBA 戦略及び作業計画案 2024-2027 コンサルテーションペーパーについて説明がなされた。主に、戦略ドライバーや戦略テーマ等について説明がなされた。

IESBAの戦略テーマは、「サステナビリティ報告・保証の信頼性向上」、「サステナビリティ報告・保証以外の分野における IESBA 倫理規程の強化又は他の方法での対応」、「利害関係者の視点の多様性、IESBA 倫理規程のグローバルな運用性・受容性の更なる向上」、「採用と実施に引き続き焦点を当てることによる、IESBA 倫理規程の影響力の拡大」の四つとなっている。

### 【主なご意見】

○ このコンサルテーションペーパーでは、今後4年間の戦略及び作業計画案が示されているが、職業会計士以外の利害関係者のグローバルな意見は、この計画案に反映されているのか。

#### (ご意見への対応)

IESBA や国際監査・保証基準審議会 (The International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) が国際会計士連盟 (The International Federation of Accountants: IFAC) から分離独立して別組織としての位置付けとなったこと等を踏まえると、利害関係者の意見が計画案にも反映される方向性になっていると考えている旨を回答した。

#### ◆ 報告事項

# 1. IESBA 会議報告 (3月) について

担当副委員長から、3月の IESBA ボード会議について説明がなされた。具体的には、戦略 及び作業計画案 2024-2027 やサステナビリティ、専門家の利用、PIE の定義に関するロール アウト等について議論が行われた旨が説明された。

# 2. 倫理規則改正の検討状況について

担当副委員長から、倫理規則改正の検討状況について説明がなされた。具体的には、「上場事業体及び PIE の定義」、「業務チームの定義及びグループ監査」及び「テクノロジー」に関する倫理規則及び実務ガイダンスの改正に関する検討スケジュール等について説明がなされた。

## 3. 会員からの職業倫理相談状況

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

# お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail: rinri@sec. jicpa. or. jp